

広島県告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十二年広島県告示第二百八十七号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年一月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・二・三三八号矢賀大州線及び三・一・〇一一号天満矢賀線

三 事業施行期間

平成八年十二月二十四日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成八年広島県告示第千二百十七号、平成十四年広島県告示第百八十三号及び平成二十二年広島県告示第二百八十七号の事業地のうち、広島市南区大州四丁目及び大州五丁目地内において、事業地を変更する。

使用の部分

平成八年広島県告示第千二百十七号、平成十四年広島県告示第百八十三号及び平成二十二年広島県告示第二百八十七号の事業地に広島市南区大州四丁目及び大州五丁目を加える。